3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道329号改築工事（与那原バイパス・沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原地内から同郡南風原町字与那覇大名田原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原、字与那原友利原、字与那原運玉原、字与那原平良原及び字与那原猫瀬原地内

沖縄県島尻郡南風原町字宮城前田原、字与那覇後原及び字与那覇大名田原地内

２　使用の部分　沖縄県島尻郡与那原町字与那原猫瀬原地内

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇後原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原地内から同郡南風原町字与那覇大名田原地内までの延長2.5kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道329号改築工事（与那原バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道329号（以下「本路線」という。）は、名護市を起点とし、うるま市、沖縄市等を経由して、那覇市に至る延長約91kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）周辺においては、大型商業施設が立地しているほか、店舗、事業所、公共施設、住居が集積していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、県道77号糸満与那原線から与那原町・南風原町境地点で29,026台／日であり、混雑度は1.29となっている。

本件事業の完成により、本件区間に新たな道路が整備され、現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年12月に、同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるムラサキオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているリュウキュウツミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、オキナワキノボリトカゲ、オキナワトカゲ及びイボイモリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクスノハカエデその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が７箇所存在するが、このうち４箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る３箇所についても与那原町教育委員会及び南風原町教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成13年１月30日に都市計画決定された都市計画と、幅員及び交差点形状を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しているなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、南風原町長を会長とする南部市町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県島尻郡与那原町役場及び南風原町役場